

# 建設コンサルタント業務等委託契約事項の運用基準

## 対象業務関係

建設コンサルタント業務等委託契約書は、秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱（平成5年3月30日監第1973号）別表に掲げる業務（建築関係建設コンサルタント業務を除く）を対象とする。

## 第2条関係

第1項において、本契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺憾のないよう措置すること。

## 第3条関係

- (1) 第1項の業務工程表の提出期限については、履行期間、業務の態様等によりこれに抛りがたい場合は、当該事情を勘案の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数とすること。
- (2) 第2項の修正の請求期限についても、(1)と同様の趣旨で運用すること。

## 第3条の2関係

1 次のいずれかに該当する場合、契約保証金を免除することができる。

- (1) 秋田県財務規則第178条第3号による場合（同種同規模の実績）

落札者（共同企業体の場合はその構成員それぞれ）が、過去2年の間（※1）に国又は地方公共団体（※2）と種類（※3）及び規模（※4）をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者で、別記様式「契約保証金免除申請書」により関係書類を提出し、契約担当者が認めた場合。

この場合の実績には、共同企業体としての実績は含まないものとする。

なお、変更契約を行う場合において、変更契約後の契約金総額に対して、当初契約時に免除申請した実績が本項の基準を満たしていないときは、変更契約時に新たに「契約保証金免除申請書」を提出させるか、契約事項第3条の2第1項の規定により保証を付さなければならない（当初契約時に提出されている実績が本項の基準を満たす場合は、変更契約時の免除の根拠書類とすることができる）。

※1 「過去2年の間」とは、対象案件の当初契約締結日から2年前までをいい、この間に着手し、完了している業務を対象とする。

※2 公社、公団、事業団、独立行政法人等は含まない。

地方公共団体は、都道府県、市区町村に限る（地方公共団体の組合、財産区等は含まない）。

※3 「種類」をほぼ同じくする契約とは、対象案件の業務別発注概要書Aに記載された入札参加者の資格のうち、秋田県入札制度実施要綱・有資格者名簿の登載業種（以下「登載業種」という。）と同一の業種（測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務、地質調査業務、環境調査業務）に相当する業務委託契約とし、対象案件が複数の登載業種を求めている場合、その全ての業種に相当する業務委託契約の実績とする。

証明又は確認に当たっては、過去の契約において求められた登載業種を証明又は確認する必要はなく、提出資料により対象案件と同一業種の内容であるか否かを判断する。

※4 「規模」をほぼ同じくする契約とは、契約金額（実績）が対象案件の予定価格以上である

契約とする。

(2) 秋田県財務規則第 178 条第 6 号による場合（少額随意契約）

随意契約を締結する場合において、契約予定金額が 100 万円以下である場合。

ただし、変更契約後の契約金総額が 100 万円を超える場合は、(1)の規定により免除するか、契約事項第 3 条の 2 第 1 項の規定により保証を付さなければならない。

2 その他、契約保証に関する取扱いについては、「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて（平成 8 年 4 月 1 日付け監-134）」及び「工事請負契約の工期変更に伴う契約保証期間の取扱いについて（平成 9 年 2 月 7 日付け監-1629）」に準じて取り扱うものとする。

#### 第 6 条関係

第 4 項において、受注者が業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせたときは、下請負届を提出することを義務付けた。但し、設計図書等に定める簡易な業務の下請負については、提出を要しないこととした。

#### 第 1 4 条関係

契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、業務計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。

#### 第 1 5 条関係

第 1 項の貸与品の「性能」については、使用時間又は使用日数及び最終定期調整後の使用時間又は使用日数を明示すること。

#### 第 1 9 条関係

第 3 項の「増加費用」とは、中止期間中、現場を維持し（現場調査業務である場合に限る）又は業務の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、業務を再開するため労働者、機械器具等を作業現場に搬入する費用等をいう。

#### 第 2 3 条関係

(1) 第 1 項の「履行期間の変更」とは、第 1 6 条、第 1 7 条第 5 項、第 1 8 条、第 1 9 条第 3 項、第 2 0 条第 3 項、第 2 1 条、第 2 2 条第 1 項及び第 2 項並びに第 3 7 条第 2 項の規定に基づくものをいう。

(2) 第 1 項の「1 4 日」については、履行期間、業務の態様等により 1 4 日とすることが妥当でない場合は、当該事情を勘案の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

(3) 第 2 項にいう「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第 1 6 条においては、調査職員が修補の請求を行った日、第 1 7 条第 5 項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第 1 8 条においては、設計図書等の変更が行われた日、第 1 9 条第 3 項においては、契約担当者等が業務の一時中止を通知した日、第 2 0 条第 3 項においては、設計図書等の変更が行われた日、第 3 7 条第 2 項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。

#### 第 2 4 条関係

(1) 第 1 項の「業務委託料の変更」とは、第 1 6 条、第 1 7 条第 5 項、第 1 8 条、第 1 9 条第 3 項、第 2 0 条第 3 項、第 2 1 条第 2 項、第 2 2 条第 3 項及び第 3 7 条第 2 項の規定に基づくものをいう。

(2) 第 1 項の協議期間については、履行期間、業務の態様等により 1 4 日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるもので

あること。

- (3) 第2項にいう「業務委託料の変更事由が生じた日」とは、第16条においては、調査職員が修補の請求を行った日、第17条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第18条においては、設計図書等の変更が行われた日、第19条第3項においては、契約担当者等が業務の一時中止を通知した日、第20条第3項においては、設計図書等の変更が行われた日、第21条第2項においては、契約担当者等が履行期間の延長変更の請求を受けた日、第22条第3項においては、契約担当者等が同条第1項又は第2項の請求を行った日、第37条第2項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。
- (4) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第16条、第18条、第19条第3項、第21条第2項、第22条第3項及び第37条第2項の規定に基づくものをいう。

#### 第28条関係

- (1) 第4項の「業務委託料」とは、被害を負担する時点における業務委託料をいうものであること。
- (2) 第4項の「当該損害の取片づけに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取片づけに直接必要とする費用をいう。

#### 第29条関係

第1項の「14日」については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を勘案の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

#### 第33条関係

予定価格が100万円未満の場合は、この条を削除すること。

#### 第34条関係

前払金を支払わない場合は、この条を削除すること。

#### 第35条関係

第3項の「14日」については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を勘案の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

#### 第39条関係

- (1) 第3項において、検査期間は遅延日数に算入しないこと。
- (2) 履行期間内に業務が完了し、検査の結果不合格の場合には、完了した日から契約書記載の業務完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。

#### 第44条関係

- (1) 第4項の「撤去」には、貸与品等を契約担当者等に返還することが含まれること。
- (2) 第6項の「処分」には、貸与品等を回収することが含まれること。